松江市宍道総合公園(指定管理施設)利用案内

平成29年4月1日から施行

1. 利用手続きについて

①申 込 み (受付は開園日の8:30~17:00)

■一般受付の場合・・・・毎月1日から翌月末までの予約が可能(電話は可。FAX・メールは不可)

■特別申請の場合・・・・広域の大会等、事前に多数の方への周知が必要な場合は、前年度 の2月以降に申請が可能(特別申請)

②利 用 前・・・・・管理棟受付で「宍道総合公園使用許可申請書」に必要事項を記入

③利用時間・・・・・使用時間は準備や片付けの時間を含む

④利 用 料・・・・・受付時に現金で納める(天候に左右される場合、この限りではない)

2. キャンセル料について

- ①下記の期日以降キャンセルを行った場合はキャンセル料が発生する
- ②キャンセル料は当該月中に支払う

■一般受付の場合・・・・・6日前から使用料金の全額を徴収

■特別申請の場合・・・・1か月前から使用料金の全額を徴収

■予備日の場合・・・・・1か月前から使用料金の半額を徴収

3. 減免団体

- ①利用料のみを減免とし、照明料は実費徴収
- ②野球場の利用は原則不可(ただし有料使用を行う場合はこの限りではない)

4. 利用時間及び利用料金

①利用時間及び利用料金については松江市条例に添う

5. 利用上の注意

- ①使用後は必ず整地を行い、カギ等を返却し、職員の点検を受ける
- ②ごみは全て持ち帰り、公園内には放置しない
- ③公園内は物品販売禁止
- 4 破損物・破損箇所については、速やかに報告を行う
- ⑤園内において事故等が発生した場合、速やかにその状況を受付へ連絡する
 - ●管理棟に「AED」を設置しています
- ⑥許可なく倉庫への用具搬入をしない
- ※利用上の注意等マナー違反があった場合、利用をお断りすることがあります

お問合せ先 〒699-0402 島根県松江市宍道町白石1405-1

松江市宍道総合公園

TEL: FAX 0852-66-1697